

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、その
翌日)

◇人委規則

目次

- 職員の休職の事由を定める条例第二条第二号の公共的機関を定める規則
- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
- 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

職員
の休職の事由を定める条例第二条第二号の公共的機関を定める規則
をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第一号

職員
の休職の事由を定める条例第二条第二号の公共的機関を定める
規則

職員
の休職の事由を定める条例(昭和五十六年三月鳥取県条例第七号)
第二条第二号の県が特に援助し、又は協力することを要する公共的機関で
人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- 一 国際協力事業団
- 二 日本赤十字社鳥取県支部鳥取赤十字病院
- 三 社会福祉法人恩賜財団済生会支部鳥取県済生会境港病院
- 四 日野郡厚生農業協同組合連合会日野病院

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 栽培漁業試験場の場長、専門研究員、科長及び研究員

第四条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 衛生研究所の所長（医師の免許を受けている者に限る。）、科長（医師の免許を受けている者に限る。）及び研究員（医師の免許を受けている者に限る。）

第四条第二項第一号中「技幹」の下に、「室長（技術吏員に限る。）」を加える。

附 則

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

規 則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第一号中「、第二号、第三号、第四号、第十二号」を「から第四号まで」に、「、第六号、第七号、第八号、第九号、第十号、第十号の二若しくは第十一号」を「から第十二号まで」に、「昇給期間を調整若しくは」を「昇給期間を調整し、又は」に、「調整若しくは」を「調整又は」に、「日曜」を「日曜日」に改め、同号(5)を次のように改める。

(5) 給与条例第十二条の二第一号に規定する休職

第十条の二第一項第一号中(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)の次に(6)として次のように加える。

(6) 職員の休職の事由を定める条例（昭和五十六年三月鳥取県条例第七号。以下「休職事由条例」という。）第二条第二号又は第三号の規定に該当する休職（同号の規定に該当するものにあつては、原因である災害が公務上の災害と認められるものに限る。）

第十条の二第二項中「、第二号、第三号、第四号、第十二号」を「から

第四号まで」に、「第六号、第七号、第八号、第九号、第十号、第十号の二若しくは第十一号」を「から第十二号まで」に、「昇給期間を調整若しくは」を「昇給期間を調整し、又は」に、「調整若しくは」を「調整又は」に、「こえるとき」を「超えるとき」に、「行なう」を「行う」に改める。

別表第三の七の一等級の項に次の一号を加える。

四 衛生研究所の困難な業務を処理する所長の職務

別表第三の七の二等級の項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 衛生研究所の所長、困難な業務を処理する科長又は高度の知識経験に基づき研究を行う研究員の職務

別表第三の七の三等級の項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 衛生研究所の科長又は相当高度の知識経験に基づき研究を行う研究員の職務

別表第三の七の四等級の項中「又は歯科医師」を「、歯科医師又は研究員」に改める。

別表第三の八の二等級の項第一号中「薬剤長」の下に「又は室長」を加える。

別表第十二中

給与条例第十二条の二第一号に規定する休職並びに職務専念の特例規則第三条第十号の規定による義務免除及び教職員の休暇規則第四条第十二号の規定による特別休暇の期間

給与条例第十二条の二第一号に規定する休職及び休職事由条例第二条第二号又は第三号の規定に該当する休職（同号の規定に該当するものにあつては、原因である災害が公務上の災害と認められるものに限る。）並びに職務専念の特例規則第三条第十号の規定による義務免除及び教職員の休暇規則第四条第十二号の規定による特別休暇の期間

専従許

可の有効期間

三分の二以内

の有効期間

三分の二以内

条例第二条第三号の規定に該当する休職（災害が公務上の災害と認められるものを除く）

三分の一以内

に改める。

専従許可
休職事由
原因である
く。の期

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の七及び別表第三の八の改正規定は、昭和五十六年四月一日から施行する。

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四号

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の等級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の事務部局の地方機関の水産試験場の項の次に次のように加える。

栽培漁業試験場

課長

別表第六の知事の事務部局の地方機関の保健所の項の次に次のように加える。

衛生研究所	所長	所長	研究員
		研究員	
		研究員	
			研究員

別表第七の知事の事務部局の病院の項中

院の

に改める。

厚生病院の
薬剤長

を

厚生病
室長 薬剤長

附 則

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第五号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「以下「給与条例」を「昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」に、「給料は」を「給料は、」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

（休職者の給与）

第十六条の二 給与条例第十二条の二第五号に規定する人事委員会規則で

定める事由は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 国際協力事業団において、国際協力事業団法（昭和四十九年法律第六十二号）第二十一条第一項第二号に規定する海外協力活動に従事する場合

二 職員の休職の事由を定める条例（昭和五十六年三月鳥取県条例第七号）第二条第三号に掲げる場合

2 給与条例第十二条の二第五号の規定により支給する休職者の給与は、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当について、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得たものとする。

一 前項第一号に掲げる場合 百分の五十

二 前項第二号に掲げる場合（次号に掲げる場合を除く。） 百分の七十

三 前項第二号に掲げる場合で、その原因である災害が公務上の災害と認められるとき。 百分の百

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第六号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の地方機関の衛生研究所の項中

会が承

一 種

を

所長（人事委員会が承認したものに限る。）

一種又は二種

所長（人事委員
認したものに限

に改め、同表の知事の事務部局の地方機関の水産試験場の項の次に次のように加える。

栽培漁業試験場

場

長

三

種

附 則

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第七号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「支給される休職」の下に「並びに職員の仕事の事由を定める条例（昭和五十六年三月鳥取県条例第七号）第二条第二号の規定に該当する休職」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第八号

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当の支給に関する規則（昭和三十九年十月鳥取県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

六 職員の休職の事由を定める条例（昭和五十六年三月鳥取県条例第七号）第二条各号に掲げる事由に該当して休職にされている職員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第九号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

八頭郡家町大字明辺五二一番地	上私都小学校明辺分校	二級
八頭郡家町大字姫路二二八番地	上私都小学校姫路分校	二級

を削り、
[倉吉市広瀬五九六番地] を [倉吉市広瀬五六七二番地]

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和四十一年二月鳥取県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「第二十八条第二項第一号」の下に「又は職員の仕事の事由を定める条例(昭和五十六年三月鳥取県条例第七号。以下「休職事由条例」という。)第二条第二号」を、「受けていない職員」の下に「及び同条第一号の規定に該当して休職にされている職員」を加える。

第三条の三中「第一条の二各号」を「次の各号」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 第一条の二各号の一に該当する者
- 二 休職事由条例第二条第二号又は第三号の規定に該当して休職にされている者(前号に該当する者を除く。)

第四条第一項第一号中「第一条の二各号」を「前条各号」に改める。

第八条第二項第二号中「公務上負傷し、又は疾病にかかり休職にされた期間」を「条例第十二条の二第一号に規定する休職及び休職事由条例第二条第二号又は第三号の規定に該当する休職(同号の規定に該当するものにあつては、原因である災害が公務上の災害と認められるものに限る。)の期間」に改める。

第九条中「第三条の二の規定」を「第三条の二第一項の規定」に、「第三条の二第二項中」を「同項中」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の期間の算定については、前条第二項各号に掲げる期間に相当する期間を除外する。

第十条中「第十二条の二第五号」を「第十二条の二第六号」に改め、同

条に次の一項を加える。

2 第二条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合に準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十一号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五条の表の五級の項中「保健所」を「衛生環境部長並びに保健所に改め、同表の六級の項中「保健所の課長」を「健康対策課の課長及び医長、保健所の課長、医師及び歯科医師、衛生研究所の科長及び研究員」に、「整肢学園及び保健所」を「及び整肢学園」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第十二号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中

水産試験場

場長 分場長 総務課長

船長

を

水産試験場	場長	分場長	総務課長	船長
栽培漁業試験場	場長	総務課長		

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。)】